

事業会社にとってのステーブルコイン／トークン化預金 ～ メリットの構造とユースケース、注視すべき環境変化

金融コンサルティング部 コンサルタント 井川 航佑

1 はじめに

ブロックチェーン上で発行・移転されるデジタルマネーへの注目が集まっている。法定通貨の価値に連動するよう設計されたステーブルコイン（以下、SC）^{※1}と、商業銀行預金を表象するトークン化預金（以下、TD）である。先行するSCは、発行残高が2023年以降拡大を続け、26年8月時点でのドル建てSC残高は約2,800億USドル規模に達した^{※2}。TDについても、主要行による発行や実証が相次いでいる。

もっともSCに関しては、用途は暗号資産取引における決済手段や待機資金としての利用が中心である。McKinseyによれば、2025年のSC決済額約35兆USドルに対し、暗号資産などの取引以外の商取引・個人間送金・給与などの決済額は約3,900億USドルにとどまる^{※3}。実体経済における利用はなお限定的である。

一方で、近年は制度整備と事業者の実装が同時に進んでいる。EUでは暗号資産市場規則（MiCA）のSC関連規定が2024年6月に適用され、米国では25年7月にSC規制法GENIUS Actが成立した。これと前後して、決済事業者や銀行による具体的な取り組みも公表されている。Visaはイシュー（カード発行会社）・アクワイアラ（加盟店管理会社）間の資金決済に主要SCの一つUSDCなどを用い、PayPalやWestern Union（国際送金サービス大手）も類似の取り組みを行っている。銀行業界はSCによる預金流出への懸念も背景にTDの整備を進め、J.P. MorganのJPM CoinなどのTDが稼働してい

るほか、Swiftのブロックチェーンベースのインフラ上で各国の銀行17行がTDを用いたクロスボーダー取引の実証を予定している^{※4}（図表1）。

日本では、主要国・地域の中でも比較的早い段階でSCの制度整備が進み、2022年の資金決済法改正を経て、23年6月にSC関連の制度が施行された。そして直近は実流通が進み、25年3月にSBI VCトレードがUSDCの一般向け提供を国内で初めて開始し^{※5}、同年10月には資金移動業型のJPYC^{※6}の、26年6月には信託型のJPYSC^{※7}の発行が開始された。TDについても、GMO あおぞらネット銀行によるDCJPYの発行が実施され^{※8}、ゆうちょ銀行による発行も予定されている^{※9}。金融庁は決済高度化プロジェクトの枠組みを通じ、3メガバンクによ

※1 本稿におけるステーブルコインには、暗号資産を担保にするなどして価格の安定を図るいわゆる「暗号資産型」のものとは含まない

※2 DefiLlama [Stablecoin Market Cap Chart, Supply & Peg Data]

※3 McKinsey & Company [Stablecoins in payments: What the raw transaction numbers miss] 2026年2月18日

※4 Swift [Swift's blockchain ledger ready for use as 17 banks set to pioneer tokenised cross-border payments on trusted global infrastructure] 2026年7月9日

※5 SBI VCトレード株式会社プレスリリース「【国内初】ユーエスディーシー（USDC）一般向け取扱い開始のお知らせ～国内で唯一、日本円でUSDCの取引が可能に～」2025年3月25日

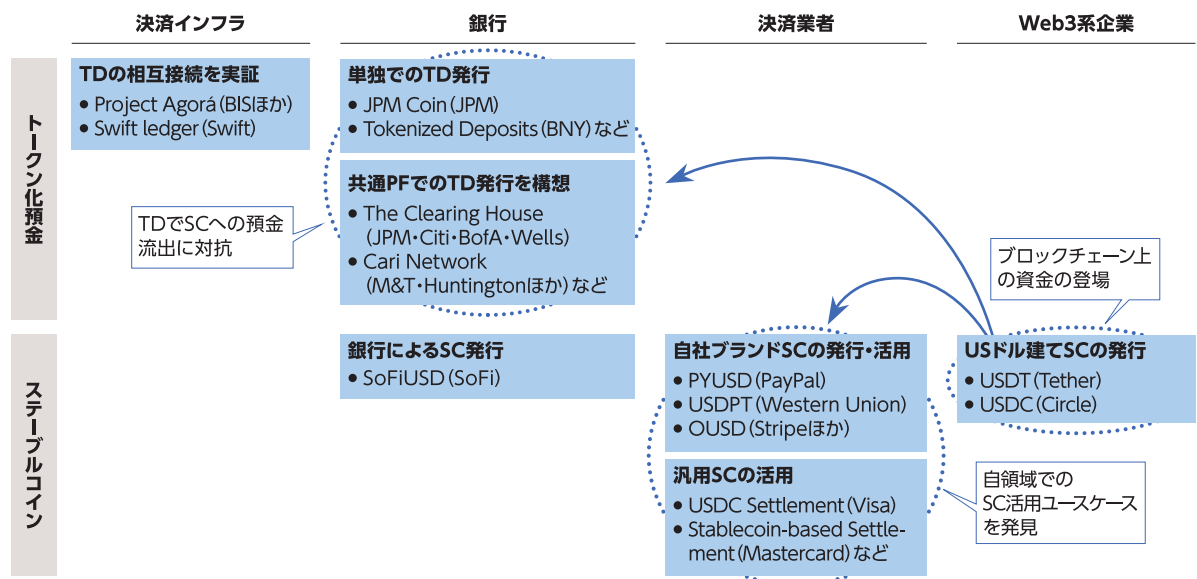
※6 JPYC株式会社プレスリリース「【国内初】日本円ステーブルコイン『JPYC』および発行・償還プラットフォーム『JPYC EX』を正式リリース」2025年10月24日

※7 SBIホールディングス株式会社プレスリリース「SBIグループおよびStartale Groupによる、国内初の信託型円建てステーブルコイン『JPYSC』の提供開始に関するお知らせ」2026年6月24日

※8 GMO あおぞらネット銀行プレスリリース「環境価値のデジタルアセット化とデジタル通貨DCJPY決済取引を開始」2024年8月28日

※9 株式会社DCP プレスリリース「ゆうちょ銀行におけるトークン化預金の取扱に向けた検討について」2025年9月1日

図表 1 米国などにおける SC・TD の動向概観



出所) 各社公開情報より NRI 作成

る共同発行 SC^{※10} や、銀行間の TD 送金^{※11} の実証を支援している。日本銀行も当座預金のトークン化について内部での検証を進めており^{※12}、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）は 2030 年を目標に、SC・TD とともに接続しうるリアルタイム決済システムの基本構想を示した^{※13}。政府・与党の各種提言においても、SC および TD はオンチェーン上の新たな決済手段として位置づけられ、その実装・普及に向けた環境整備の必要性が示されている^{※14}。

このように環境が動き出す中、足元の論点は、事業者が自らどう関与するかという段階へ移りつつある。ただし、従来の決済手段ではなく SC・TD を活用する意義のあるユースケースの特定は簡単ではなく、また活用の立場によって必要となる投資や収益の見通しも一様ではない。

本稿では、まず SC・TD の位置づけを整理したうえで（第 2 章）、その特徴を技術要素に分解し、便益を明らかにする（第 3 章）。次いで、その便益が効くユースケースを三つの領域に整理する（第 4 章）。そのうえで、事業者が取りうる六つのポジションと、それぞれの検討上の論点を示す（第 5 章）。これらを踏まえ、先行事例を考察し（第 6 章）、自社の状況に応じた選択の考え方を示す（第 7 章）。

なお本稿は商品・サービスの対価の支払いおよび送金を対象とする。SC・TD の主要な用途である暗号資産やセキュリティトークンの取引の資金決済や、レンディングなどの金融取引における利用については、本稿では主題としない。

2 SC・TD・既存デジタルマネーの違い

SC と TD を既存のデジタルマネーと並べて整理したものが図表 2 である。SC、TD、伝統的銀行預金、前払式支払手段、資金移動業バリューの五つについて、バリューの管理方式、法令上の位置づけ、価値保全の方法、P2P 移転の範囲などで比較している。

※10 金融庁ウェブサイト「決済高度化プロジェクト(PIP) の設置について」2025 年 11 月 7 日

※11 金融庁ウェブサイト「『FinTech 実証実験ハブ・決済高度化プロジェクト(PIP)』 支援決定案件について」2026 年 4 月 3 日

※12 日本銀行「新金融エコシステムにおける中央銀行の役割ー FIN/SUM (フィンサム) 2026 における挨拶ー」2026 年 3 月 3 日

※13 全国銀行資金決済ネットワーク「『資金決済システムの将来像に関するスタディグループにおける検討結果』の策定について」2026 年 3 月 19 日

※14 自由民主党金融調査会「決済・イノベーション推進 PT 提言」(2026 年 5 月 14 日)、自由民主党政務調査会「デジタル社会推進本部次世代 AI・オンチェーン金融構想 PT 提言」(2026 年 5 月 19 日)、内閣官房「日本成長戦略」(2026 年 7 月 21 日閣議決定) など

図表 2 デジタルマネーの比較

	新型デジタルマネー		従来型デジタルマネー		
	ステーブルコイン	トークン化預金	伝統的銀行預金	いわゆる電子マネー	
				前払式支払手段	資金移動業バリュー
国内例	- JPYC - JPYSC	- DCJPY - トチカ	各種銀行の残高	- Suica - nanaco	PayPay
バリューの管理方式	ブロックチェーン	ブロックチェーン+従来型システム(勘定系)	従来型システム(勘定系)	従来型システム	従来型システム
法令上の位置づけ	電子決済手段	銀行預金	銀行預金	前払式支払手段	為替取引上の債権
価値保全の方法	全額の預金・国債での供託・信託など	銀行の信用	銀行の信用	未使用残高の2分の1以上の供託など	全額の供託・信託など
P2P移転の範囲	- ウオレットを持つ任意の当事者間 ※ 規制上制限される場合もあり	同一銀行／提携銀行顧客間	銀行顧客間	- 譲渡不可の例が多い ※ 譲渡可能な設計も可能	同一サービス内のKYC済み顧客間
主な用途(例)	- 暗号資産などの決済 - 国際送金	- 決済全般 - 国内外送金	- 決済全般 - 国内外送金	日常少額決済	- 日常決済 - 個人間送金

出所) 各種法令・公開情報より NRI 作成

1) バリューの管理方式

まず SC と TD に類似性があるのが、バリューの管理方式である。前払式支払手段や資金移動業バリュー、伝統的銀行預金がいずれも従来型のシステムで残高を管理するのに対し、SC はブロックチェーン、TD はブロックチェーンと勘定系の組み合わせで管理される。両者が「新型デジタルマネー」としてとくられるのは、この点においてである。

2) 法令上の位置づけ

もっとも、SC と TD は法令上まったく異なる存在である。SC は資金決済法上の電子決済手段（同法 2 条 5 項 1 ～ 4 号）^{※15} と位置づけられ、資金移動業者や信託銀行などが発行体となる。これに対し TD は銀行法上の銀行預金であり、銀行免許を持つ発行体のみが取り扱える。

3) 価値保全の方法

法令上の位置づけの違いは、価値保全の仕組みの違いにもつながる。TD は銀行預金である以上、価値の裏付けは銀行の信用および預金保険による。これに対し SC は、預金や国債などによる裏付けが求められ、発行体が破綻した場合にも利用者に資金が返還される仕組みが設けられている。前払式支払

手段は発行保証金の供託など、資金移動業は履行保証金の供託などによって未使用残高が保全されており、いずれも発行体の破綻時に利用者資金が保護される点では共通するが、その法的構成と保全の範囲は類型ごとに異なる。

4) P2P 移転の範囲

SC と TD を大きく分ける一つの要素が P2P 移転、すなわち利用者から第三者へと連鎖的に移転しうる範囲である。SC は、電子決済手段として、発行体の KYC^{※16}を受けていない者も含む幅広い利用者間で移転しうる^{※17}。また、一般的にパブリックチェーン上に発行されるため、同一チェーン上であれば誰にでも直接受け渡すことができる。

これに対し TD は銀行預金である以上、銀行が預金者を把握していることが前提となり、KYC を経

※15 SC は資金移動業者が発行する移動業型 (JPYC など)、信託銀行などが発行する信託型 (JPYSC など)、海外事業者が発行する外国発行型 (RLUSD など) に大別される。移動業型と外国発行型にはオンランプ・オフランプ (法定通貨とブロックチェーン上のトークンとの交換) などに 1 回 100 万円の上限がある

※16 金融機関等が口座開設や取引開始に際して、顧客の氏名・住所・生年月日などを確認し、記録・保存する手続き

※17 FATF 「Targeted Report on Stablecoins and Unhosted Wallets: Peer-to-Peer Transactions」(2026 年 3 月 3 日) をはじめとして、AML / CFT の文脈からこの点に懸念を示す見解は存在し、将来的に何らかの制限が付される可能性がないわけではない

ていない者への移転は想定されない。また、TD は各行の勘定系とひもづく形で構築されるため、ネットワークは銀行ごとに分かれることも多く、移転先は同一銀行の顧客に限られやすい。これを超える移転には、異なるネットワークをつなぐ別途の仕組みを要する^{※18}。

このように SC と TD は、ブロックチェーンを活用するというバリューの管理方式こそ類似するものの、依拠する法令（および発行できる主体）と、移転しうる範囲において差異が存在する。次章ではより技術面に注目し、SC と TD が備える技術的特徴と、それが利用者にどのような便益をもたらすのか整理する。

3 三つの特徴が、三つの便益を生む

1) SC・TD が備える技術的特徴

SC や TD では、既存の決済インフラでは必ずしも同時に実現されていない、次の三つの技術的特徴を組み合わせることができる。

第一に、システムの 24 時間 365 日稼働である（特徴 A）。国内送金であれば既に全国銀行データ通信システム（全銀システム）のモアタイムシステムもあり、1 億円未満に限り 24 時間 365 日の即時着金を実現しているものの、1 億円以上の場合は日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）の直接処理となり稼働時間の制約が存在している。対して、ブロックチェーンは 24 時間 365 日稼働していることが一般的である。

第二に、グローバル共通台帳である（特徴 B）。従来のクロスボーダー送金は、各中継銀行が独立に帳簿を保持し、電文処理や照合作業が発生するため、各行の営業時間の制約が累積する。一方 SC においては地域を問わず送り手と受け手を同一の台帳に記録でき、こうした中継処理を省略できる。TD についても、共通台帳やチェーン間連携の採用が進めば同様の効果が期待できる。

第三に、プログラマビリティである（特徴 C）。多くのブロックチェーンでは、所定の条件が満たされた場合に自動で実行される処理（スマートコントラクト）を、ネットワークや資金そのものに組み込める。これにより、契約や商流データなどと支払いの連動や、資金自体への利用条件の付与が可能である。

2) 生じる便益

これらの技術的特徴から生じる便益としては以下の三つがある。

①即時着金と資金効率の改善

24 時間 365 日稼働する共通台帳上で資金を直接移転することで、従来数日かかることもあるクロスボーダー送金であっても、短時間で完了できる^{※19}^{※20}。同時に、送金ラグをカバーするために各国・各拠点にあらかじめ配置していた資金（プレファンディング）も圧縮できる。グループ内の資金移動を頻繁に行う企業や、複数国での支払いを要する企業ほど、この効果は大きい。

②コスト低減とマイクロペイメント実現

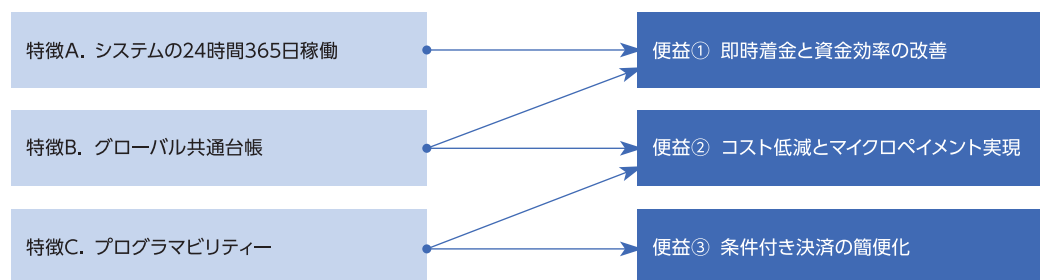
共通台帳上での直接移転による中継・照合工程の削減と、プログラマビリティによる処理の自動化により、送金 1 件当たりのコストが低下しうる。

※18 異なる銀行が発行する TD を相互に接続する試みとして、SBI 新生銀行、Partior およびディーカレット DCP [SBI 新生銀行、Partior、ディーカレット DCP の 3 社がトークン化預金での外貨取引に関する本格検討開始で合意]（2025 年 9 月 16 日）などがある

※19 Banca d'Italia [Are Stablecoins Efficient for Remittances? Evidence from a Mystery Shopping Exercise by Banca d'Italia] 『Markets, Infrastructures, Payment Systems』No. 86(2026 年 7 月)によれば、多くの場合 SC の移転自体は 15 分未満で完了する。ただし事前・事後に法定通貨との交換を伴う場合、その所要時間を含めると必ずしも従来型送金より早くなるわけではないことも述べられている

※20 銀行をまたいだ TD 送金の場合、預金の移転が早くなったとしても銀行間の最終決済の必要性は残存し、これを与信によって補完するか、最終決済資産（中銀マネー）を同一台帳に載せるかといった対応は必要となる

図表 3 SC・TDの技術的特徴と生じる便益



出所) NRI 作成

Chainalysis によれば、サブサハラ（サハラ砂漠以南）アフリカから 200US ドルを送金する場合、SC を利用した平均コストは、従来の法定通貨ベースの送金より約 60%低かった^{※21}。またこうしたコストの低下により、従来は手数料倒れとなっていた少額・高頻度の決済も成立しやすくなる。

③条件付き決済の簡便化

支払いの実行条件、タイミング、配分先、用途などをプログラムとして組み込めるため、検収データの受領を条件とした自動支払い、売上金の関係者間での自動配分、条件未達時の自動返金、補助金や調達資金の用途を限定した支払いなどが可能である。従来もエスクロー業者^{※22}の仲介などで条件付きの資金移動は行われてきたが、そうした第三者の処理を一部自動化し、コストを低減できる。

以上が利用者にとっての SC・TD の便益である。次章では、こうした便益が実際にどの取引で効いてくるのかを、法人・リテール・決済インフラの三つの領域に分けて整理する。

4 SC・TD のユースケース例

前章で整理した便益は、どの取引に適用するかによって効き方が異なる。ここではこういったシーンにおける決済・送金なのかに着目し、SC・TD のユースケースを大きく三つの領域にカテゴライズする（図表 4）。

1) 法人領域

第一に、事業会社と取引先・従業員などとの間の決済を舞台とする法人領域である。法人間決済やグループ内のキャッシュマネジメントのような取引単位の大きいクロスボーダー決済と、クリエイターへの収益分配、給与の日払い・即時払いのような宛先が多数にのぼる少額決済などが含まれる。前者では資金移転の即時化や各地域に置いていた事前配置資金の圧縮の効果が見込める（便益①）。後者では従来型決済では割高となりやすい振込手数料を圧縮する効果が見込める（便益②）。またいずれも契約や勤怠、検収といった業務データと支払いを連動させやすい領域でもあり、条件付き決済の実装も考えられる（便益③）。

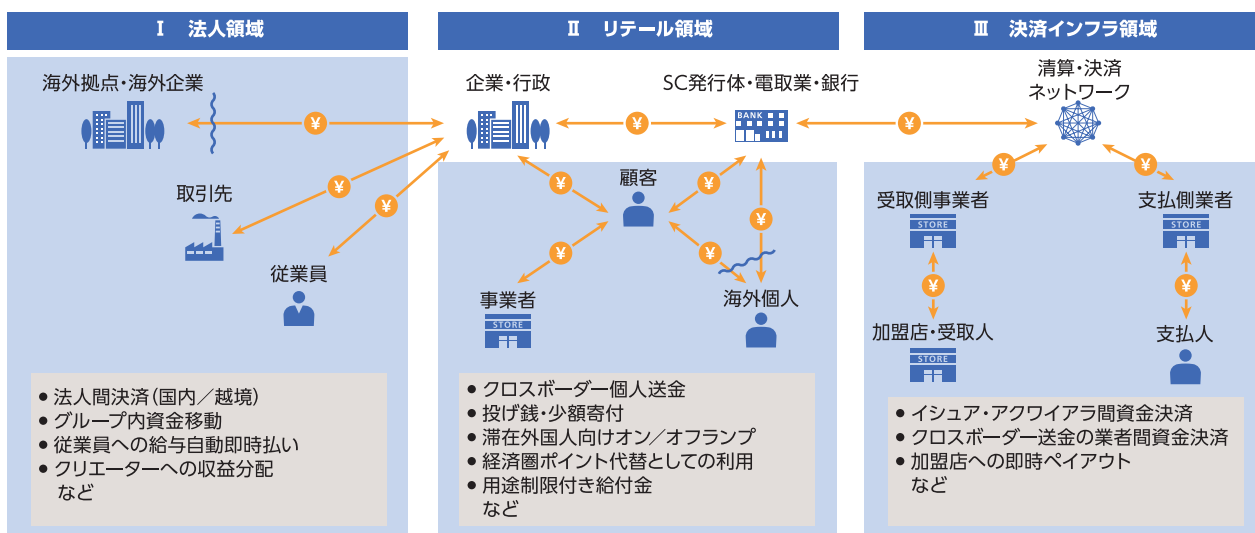
2) リテール領域

第二に、個人が自ら SC・TD を保有・移転するケースであるリテール領域である。ここでは、クロスボーダー個人送金や投げ銭・少額寄付、滞在外国人向けオン／オフランプ（法定通貨とブロックチェーン上のトークンとの交換）のように広く流通する汎用（はんよう）コインを用いるケースと、事業会社の経済

※ 21 Chainalysis [Sub-Saharan Africa: Nigeria Takes #2 Spot in Global Adoption, South Africa Grows Crypto-TradFi Nexus] (2024 年 10 月 2 日、『2024 Geography of Cryptocurrency Report』抜粋)。ただし特定地域・時点の試算である

※ 22 売買取引などにおいて、買い主から代金を一時的に預かり、商品・サービスの引き渡しを確認された後に売り主へ支払う中立的な第三者

図表4 SC・TDのユースケース



出所) NRI 作成

圏ポイントの代替や自治体の給付金のように発行体が用途や利用地域を限定したコインを発行するケースが考えられる。前者では着金の早期化や、従来は手数料倒れとなっていた少額・高頻度の支払いの成立が見込める（便益①・②）。後者では、利用可能な店舗や期間の制約をプログラムとして実装できることが主な便益となる（便益③）。

3) 決済インフラ領域

第三に、決済・送金事業者が担う清算や払い出しを舞台とする決済インフラ領域である。イシューとアクワイアラの間の資金決済や、クロスボーダー送金サービスにおける業者間の資金決済などがこれに当たる。従来は送金用の各国現地銀行口座への資金滞留や数日間の入金サイトが前提となっていた部分を、SC・TDを活用することで待機資金の圧縮（便益①）や、送金1件当たりのコスト低下を前提とした加盟店・受取人への入金サイト短縮（便益②）などが見込める。

次章では、事業者が取りうる六つのポジションと、見落とされやすい点を併せて整理する。

5 取りうるポジションと、見落とされやすい点

SC・TDに関与する形態は、実務上おおむね六つに整理できる（図表5）。SCについては、（ア）SCの発行、（イ）電子決済手段等取引業（以下、電取業）としての仲介、（ウ）ウォレット^{※23}の提供、（エ）SCによる支払い・受け取りの四つがある。TDについては、（オ）TDの発行と（カ）TDによる支払い・受け取りの二つである。

（エ）（カ）は、第3章で述べた便益を自ら享受する利用側のポジションであり、便益と、新たに生じるコストとの差し引きが論点となる。これに対し（ア）（イ）（ウ）（オ）は、その便益を他者に提供して対価を得る提供側のポジションであり、収益構造が成立するかどうか論点となる。

以下、それぞれについて、ビジネス面で検討の初期段階で見落とされやすい点を述べる。

1) SCの発行（ア）—SCのまま滞留する設計

自社でのSC発行で見落とされやすいのは、便利な資金移転ユースケースをつくれたとしても、発行体の事業性が見込めるとは限らない点である。

※23 本稿では、簡略化のためにブロックチェーン上の資産を利用者自身で管理するアンホステッドウォレットのことを指してウォレットと呼称する

図表5 SC・TDを扱うポジション

	ステーブルコイン	トークン化預金
サービス提供	(ア) SCの発行 (イ) 電子決済手段等取引業 (ウ) ウォレットの提供	(オ) TDの発行
利用	(エ) SCによる支払い・受け取り	(カ) TDによる支払い・受け取り

出所) NRI 作成

便利になれば流通するという関係は成り立つだろうが、流通しても必ずしも収益が見込めるわけではない。SC 発行体の収益は主に準備資産の運用益であり、その規模は残高で決まる。決済流量が大きくとも、着金後ただちに償還請求される運用になってしまえば残高は積み上がらない。

したがって、発行を検討する場合、いかに SC のまま滞留させられるかが問われる。検証すべきは、発行した SC が償還されずに保有され続ける設計を自社経済圏などで用意できるかどうかである。

2) 電取業（イ）一直接発行償還と比べた付加価値

電取業は、自社では SC 発行をせず、発行済み SC の流通・交換・預かりの側に回るポジションである^{※24}。発行体となることよりはハードルは低いかもしれないが、収益性があるかどうかは問題となる。

特に国内発行の円建て SC では、この点が問題となる。JPYCのように、一般利用者が発行体から額面で直接発行・償還を受けられる場合、第三者が同じ条件・同じ経路で円転を提供するサービスは利用する理由が薄い。電取業には AML / CFT^{※25}、システム管理、利用者保護などのコストが生じる一方、顧客は発行者直の経路に流れるため、単純な円転で十分なマージンを確保することは難しい。

もっとも、この構造は SC 一般に共通ではなく、USDC や USDT のような主要 SC では、発行体に

よる発行・償還の相手が機関投資家や大口顧客に限定されている。この場合は一般利用者にとっては電取業によるオン／オフランプ（ここでは法定通貨と SC の交換）そのものに価値がある^{※26}。

このようなプライマリー窓口が狭い SC を除くと、何らかの付加価値を設計する必要があることには留意すべきだろう。例えば、ウォレットと銀行口座をシームレスに接続させオン／オフランプの手間を解消すること、クリプトカード^{※27}のようにして SC 残高からカード加盟店に対する支払いを可能にすること、SC 受取時に自動で即時オフランプすることで SC を持ちたくない法人に SC 受け入れ機能を提供することといった例が考えられる。

3) ウォレットの提供（ウ）

一本業への波及効果による投資回収

ウォレットの提供では、利用料を取りやすい機能ほど規制の対象に近づくという論点がある。

カस्टディ（第三者の資産を預かること。ここで

※24 なおユーザー向けに電取業・暗号資産交換業への仲介を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業という類型も2026年6月に新設されたが、本稿では割愛する

※25 マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止するための法規制・内部管理態勢の総称

※26 ただし、分散型取引所（DEX）でJPYCなどにスワップした後に発行体から償還を受けるルートより手数料が高いと、一部利用者には利用されないことが考えられる

※27 利用者が保有する暗号資産を決済時に法定通貨へ自動変換することで、既存の国際ブランド決済ネットワーク（Visa、Mastercardなど）を通じた支払いを可能にするカード型の決済手段

は秘密鍵を預かることで顧客の SC 残高を預かること) やオン／オフランプを行わずにウォレットだけ提供しても、送受信、残高表示、取引履歴表示といった基本的な機能は提供できる。しかし MetaMask などの無料のウォレットが存在することもあり、そうした機能に利用料を付すことは難しい。他方、秘密鍵の預かり、オン／オフランプ、SC 間スワップ、レンディングなどの機能を付加すると、電取業やその他の金融規制に接近する。

このため、ライセンスを取らずウォレット提供する場合は、ウォレット単体で利用者から収益を得るよりも、本業の顧客囲い込みや、顧客データの活用などを通じて投資を回収するモデルになりやすい。検証すべきは、ウォレット事業からどのような波及効果が得られるかである。

4) SC による支払い・受け取り (エ)

―手数料に含まれていたコスト

SC による支払い・受け取りでは、仲介者を減らせばコストが下がるという想定が置かれやすいが、これは楽観に過ぎる場合もある。仲介者が減っても、担っていた機能の必要性まで消えるわけではない。従来は手数料に含まれていた業務が、手数料の外に出て自社の運営コストとして現れる可能性がある。具体的には、取引先宛先の確認、制裁対象宛先などのスクリーニング、取引モニタリングなど、従来は金融機関などの仲介者に依存できたリスク管理機能の一部を自社で整備する必要が生じ得る。

また組み戻し・照会・誤送金の回収については、SC の移転が原則として不可逆であるため、宛先管理と承認統制によって事前に防ぐほかない。こうした追加コストは、決済手数料の削減額と比較して評価されるべきものだろう。

なお、SC の会計上の取り扱いについては国際的には統一された取り扱いが確立しているとはいえず、この点も法人間での利用にはボトルネックとなりうる。また銀行が保有する際には、銘柄によって

はバーゼル規制 (国際的な銀行規制) 上のリスクウェイトが非常に高い場合がある点にも留意が必要である。

5) TD の発行 (オ)

―従来サービスのカニバリゼーション

TD の発行は、銀行に限られたポジションである。見落とされやすいのは、収益がどこから来るのかという点である。

既存顧客の既存の資金移動を TD に置き換えても、従来の振り込みサービスとのカニバリゼーションが生じる。したがって TD の取扱高が伸びること自体は、SC による預金流出を防衛できる可能性はあるものの、必ずしも収益の増加を意味しない。TD 発行が投資に見合うかどうかの判断には、TD の便益からどれだけ預金残高を増加させられるか、TD を発行しないことでどれだけ預金流出する可能性があるかを考えることが必要となる。

6) TD による支払い・受け取り (カ)

―活用できる取引の範囲

TD による支払い・受け取りにおいては、流通範囲の制約を意識する必要がある。現状では、TD で支払い・受け取りを行うには、取引の相手方が同じ銀行に口座を持っている必要がある場合が多い。このため、実際に適用できるのは、大口の相対取引や、グループ内の資金移動などに限られやすい。自社の決済フローを棚卸したうえで対象取引を数えると、当初想定していた範囲より狭いことが判明することも考えられる。

第 2 章で触れたとおり複数銀行の TD 接続に向けた取り組みは複数進んでいるが、いずれも実証の段階にある。当面は、対象取引が特定の銀行に集中している場合に実益があると捉えることになるだろう。

図表 6 先行事例のまとめ

	三菱商事のTD利用	LINEアプリでのUSDT・JPYC取り扱い	Western UnionのSC利用
概要	- ユースケース: 法人領域 - 関係者 - 三菱商事: (カ) TDによる支払い・受け取り - J.P. Morgan: (オ) TDの発行	- ユースケース: リテール領域 - 関係者 - LINE・LINE NEXT: (ウ) ウオレットの提供 - ユーザー: (エ) SCによる支払い・受け取り - Tether、JPYCなど: (ア) SCの発行	- ユースケース: 決済インフラ領域 - 関係者 - Western Union、代理店: (エ) SCによる支払い・受け取り - Anchorage Digital Bank: (ア) SCの発行
SC・TDの便益	①即時着金・資金効率改善 ③条件付き決済	②コスト低減	①即時着金・資金効率改善 ②コスト低減
論点への対処	TDは同一行内での移転が一般的 ⇒グループ内取引での利用	ウオレット単体では収益を得づらい ⇒経済圏内の他サービスへの波及効果で回収	リスク管理機能が自社コスト化 ⇒送金業者として対応能力あり

出所) NRI 作成

6 先行事例の考察

以下では、第4章の3領域それぞれについて先行事例を取り上げる。各事例は、第3章のどの便益が効き、第5章で挙げたポジション固有の論点をどう処理しているかという観点から読み解く。

1) 法人領域：三菱商事のTD利用(カ)

2026年3月、三菱商事は、J.P. MorganのTDを採用した^{※28}。シンガポール、ロンドン、ニューヨークの各子会社がブロックチェーン上の預金口座を利用し、銀行のカットオフタイムや休日の制約を受けずほぼリアルタイムで資金を移動できる仕組みである。さらに、コモディティ価格などの市場変動で短期的な資金需要が生じた場合に、事前設定した条件に基づき自動送金するといった運用を可能にしている。即時着金と資金効率の改善(便益①)、条件付き決済(便益③)が実現しているとみられる事例である。

第5章で述べたポジション(カ)のTDの流通範囲の制約は、対象取引の選び方で回避されている。グループ内の資金移動であれば、参加者を同一行に集約しやすい。銀行側(オ)としては、J.P. MorganはTDを世界的にも先行して商用化し、こうした機能を求める企業の預金を取り込む余地を広げていると考えられる。

なお国内でもJCBがCircleと、グループ内の国際的な資金移動にUSDCを利用する検討に着手している^{※29}。

2) リテール領域：LINEアプリでのSC取り扱い(ウ)

LINEヤフーグループのLINE NEXTは2026年前半、ウオレット(Unifi)の提供を開始した^{※30}。LINEアプリ内のミニアプリとして、USDTやJPYCの保有・送金機能を持つ。利用者としては、既存のSNS基盤上で低コストな送金を実行でき、マイクロペイメントの成立(便益②)が効く事例といえるだろう。

ウオレット内のSC残高が自動的に外部のレンディングサービスと連携し、利用者は利息を得られる^{※31}。これを利用開始と残高積み増しの誘因としたうえで、ゲームやECといった他サービスの利用促進を図る設計となっている。第5章で述べた(ウ)

※28 J.P. Morgan [Mitsubishi Corporation first Japanese corporate to advance intragroup cash management with Kinexys by J.P. Morgan] 2026年3月31日

※29 JCB [JCB Signs Memorandum of Understanding with Circle to Explore Collaboration Utilizing Stablecoins] 2026年7月14日

※30 LINE NEXT [LINE NEXT Launches Stablecoin Platform 'Unifi' Globally] 2026年3月9日

※31 残高の自動レンディングについては、利用者から外部業者へのSCの貸し付けであり、第三者が利用者のSC残高を管理しているわけではなく整理されていると考えられる

の論点、すなわちウォレット単体では利用者から収益を得にくいという点について、利用者からの課金ではなく、経済圏中の他サービスへの波及効果で回収する形で処理しているとみられる。

その他、KDDI は HashPort (ウォレット開発企業) に出資^{※32} し、HashPort Wallet で USDC などと au PAY・Ponta ポイントを交換できるサービスを導入する^{※33} など、既存の顧客基盤に外部の SC を接続する動きが現れている。

3) 決済インフラ領域：Western Union の SC 利用(エ)

Western Union は 2026 年 5 月、自社ブランドの SC (USDPT) の提供を開始した^{※34}。同社は世界 200 以上の国・地域に代理店網を持つが、送金の受け付けと払い出しという顧客接点はそのまま維持したうえで、その裏側にある国際的な資金移動のレイヤーを SC に差し替える構想を持っている。従来はコルレス銀行^{※35} 網を経由し、各国に事前に資金を配置する必要があったが、これを共通基盤上での移転に置き換えることで、資金効率の改善(便益①)とコスト低減(便益②)を狙う。

第 5 章で述べた(エ)の追加コストの問題については、取引モニタリングや制裁宛先スクリーニングといったリスク管理機能を送金事業者としてもより自社で保有しているため、追加負担は比較的抑えやすいと考えられる。

国内でも、SBI ホールディングスが Visa とともに、イシュー・アクワイアラ間の資金決済に USDC や JPYSC を用いる構想を示しており^{※36}、同じ発想が国内カード決済にも及びつつある。

7 事業会社は何を選ぶべきか

1) 自社の状況ごとの考えられるポジション

ここまで、SC・TD の便益やユースケース、事業者が取りうる六つのポジションを整理してきた。

もっとも実際の検討においては、どのポジションを選ぶかよりも、自社がどんなユースケースに関与するかから考え始めることになるだろう。そこで以下では総括として、第 4 章で挙げたユースケース例のいずれかと相性が良い企業の類型をいくつか列挙し、取りうるポジションについて整理する(図表 7)。

(1) クロスボーダー取引が多い場合

クロスボーダー法人間決済やグループ内のキャッシュマネジメントといったユースケースが対象となり、(エ) SC による支払い・受け取り、または(カ) TD による支払い・受け取りが候補となる。

(2) 多数の小口相手に継続的に支払う場合

クリエイターへの収益分配や給与の日払いなどのユースケースが対象となり、(エ) SC による支払い・受け取りが候補となる。

(3) 加盟店網や決済インフラを持つ場合

決済事業者間の資金決済などのユースケースが対象となり、(エ) SC による支払い・受け取りが候補となる。

(4) 多数の個人顧客とアプリ基盤を持つ場合

クロスボーダー個人送金や投げ銭などのユースケースにおける汎用コインの保有・利用を支える顧客接点として、(ウ) ウォレットの提供が候補となる。

※ 32 KDDI 株式会社ニュースリリース「KDDI、Web3 ウォレット開発の HashPort と資本業務提携契約を締結」2025 年 11 月 11 日

※ 33 HashPort「HashPort Wallet ウェブサイト『Ponta ポイントオンランプ』および『au PAY オフランプ』を 12 月 1 日より開始!」2025 年 12 月 1 日

※ 34 Western Union「Western Union Launches USDPT on Solana Advancing Regulated Digital Infrastructure for Global Payments」(2026 年 5 月 4 日) なお USDPT の発行体は Anchorage Digital Bank であり、Western Union 自身ではない

※ 35 他の銀行とコルレス契約(為替業務の提携契約)を結び、相手銀行のために送金・決済などの業務を代行・中継する銀行

※ 36 SBI ホールディングス株式会社「2026 年 3 月期 SBI ホールディングス株式会社 決算説明会」2026 年 5 月 1 日

図表 7 相性が良い可能性があるユースケースを持つ企業の類型

企業の類型	関連ユースケース例(第4章)	候補ポジション(第5章)	論点例
(1) クロスボーダー取引が多い	- クロスボーダー法人間決済 - グループ内資金移動	(エ) SCによる支払い・受け取り (カ) TDによる支払い・受け取り	- リスク管理機能の内製化コスト - 会計上の取り扱い - 相手方が同一TD網に属するか
(2) 多数の小口相手に継続的に支払う	- クリエイターへの収益分配 - 給与の日払い・即時払い	(エ) SCによる支払い・受け取り	- リスク管理機能の内製化コスト - 会計上の取り扱い - SC送金インフラの固定費を回収できる件数規模
(3) 加盟店網・決済インフラを持つ	イシュー/アクワイアラ間の清算	(エ) SCによる支払い・受け取り	- 会計上の取り扱い - 相手方がSCを受け入れるか
(4) 多数の個人顧客とアプリ基盤を持つ	- クロスボーダー個人送金 - 投げ銭、少額寄付	(ウ) ウォレットの提供	本業への波及効果で投資回収できるか
(5) SCを既に保有・利用する顧客層を抱える	滞在外国人向けオン/オフランプ	(イ) 電取業	発行体との直接発行・償還と比べた付加価値
(6) 顧客の残高が滞留する経済圏を持つ	- 経済圏ポイントの代替 - 自治体などによる用途限定の給付金	(ア) SCの発行 (オ) TDの発行	- SCのまま滞留する設計 - 既存振り込みサービスとのカニバリゼーションを踏まえた経済価値

出所) NRI 作成

(5) SC を既に保有・利用する顧客層を抱える場合

暗号資産の保有者、SC が日常的に用いられる国の出身者・在留者などを顧客に持つ場合、滞在外国人向けオン/オフランプなどのユースケースが対象となり、(イ) 電取業が候補となる。

(6) 顧客の残高が滞留する経済圏を持つ場合

経済圏ポイントの代替や自治体などによる用途限定の給付金など、独自コイン発行などのユースケースが対象となり、(ア) SC の発行、あるいは銀行であれば(オ) TD の発行が候補となる。

2) 静観する場合の観測点

上述のような検討を踏まえても、現時点では着手しないという判断は十分にありうる。SC・TD が実体経済で用いられている規模は、なお限定的である。ただしその場合も、何を見て判断を切り替えるかは決めておきたい。注視すべき観測点は 2 種類ある。一つは環境の成熟を示すもので、待つことで不確実性が低下するため、固まるのを見届けることでメリットがある。もう一つは先行者の占有を示すもので、待つことで選択肢・交渉力が低下していくため、なるべく先んじて把握する必要がある。

(1) 環境の成熟を示すもの

第一に、主要法域での会計・税務・監査実務の定着である。主要国での取り扱いが明確になり、事例も積み上がれば、個社で判断を要する範囲が狭まり、対応コストを見積もりやすくなる。

第二に、SC や TD の相互運用性である。多数登場する SC・TD・ブロックチェーン間の相互運用性が高まれば、既存の銘柄や基盤のどれを使うかという選択は後から変えやすくなり、早期に決め打つ必要性が下がる。

第三に、セキュリティ・コンプライアンス運用の標準化である。標準的な構成が見えてくれば、運営費用の見積もり精度が上がる。

(2) 先行者の占有を示すもの

第一に、取引先・競合の先行である。主要な取引先が SC・TD での受け払いを求めてきた際に競合より対応が遅れれば、商談や取引条件を失いかねない。

第二に、顧客接点の他社への固定である。例えば自社の顧客が他社のウォレットを持ち、そこでの利用が定着してしまえば、ウォレット提供によって得られる可能性があった接点は失われかねない。

第三に、SC 銘柄や TD 網の収束である。SC や

TD の発行を検討する場合、受け入れ側が対応する種別が絞り込まれてからでは、独自の取り組みは自社の経済圏の外にスケールしづらくなる。なお上述の相互運用性が高まっていく場合は、この限りではない。

静観する場合にも、以上のような観測点を注視し、動き出す判断基準を整えるといった、実装を伴わない準備は進めておくことが望ましいと考えられる。

3) おわりに

本稿で見てきたとおり、システムの 24 時間 365 日稼働、グローバル共通台帳、プログラマビリティという三つの技術的特徴が解消するのは、既存の決済が抱えていた制約である。その制約が自社にどれだけのコストを課し、どのような機会を失わせていたかが分からなければ、制約解消の価値も測れない。逆に、それが分かっているならば、六つのポジションのいずれを選ぶかも、現時点で動くか待つかも定めやすい。制度整備と実装が同時に進む今の局面においては、新しい手段の導入そのものよりも、自社の決済の姿を捉え直すことが出発点になるように思われる。

(監修：伊部 和晃)

筆者



井川 航佑 (いかわ こうすけ)
株式会社 野村総合研究所
金融コンサルティング部
コンサルタント
専門は、オンチェーン金融、決済・与信、
データ分析など